

市第4号議案

横浜市敬老特別乗車証条例の一部改正

横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月24日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正する条例

横浜市敬老特別乗車証条例（平成15年6月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条第2項）

交付申請者の区分	負担額
1 次のいずれかに該当する者 (1) 老齢福祉年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金をいい、その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有している者であって、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該乗車証の有効期間の開始日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないもの (2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者	0円
2 次のいずれかに該当する者 (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該乗車証の有効期間の開始日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（1の項に該当する者を除く。） (2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者	3,200円

<p>3 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（1の項又は2の項に該当する者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者</p>	4,000円
<p>4 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,500,000円未満である者（1の項から3の項までのいずれかに該当する者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者</p>	7,000円
<p>5 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額が1,500,000円以上2,500,000円未満である者（1の項から4の項までのいずれかに該当する者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者</p>	8,000円
<p>6 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額が2,500,000円以上5,000,000円未満である者（1の項から5の項までのいずれかに該当する者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者</p>	9,000円
<p>7 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満である者（1の項から6の項までのいずれかに該当する者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者</p>	10,000円
<p>8 1の項から7の項までのいずれにも該当しない者</p>	20,500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市敬老特別乗車証条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間を有効期間とする敬老特別乗

車証に係る同条例第5条第2項に規定する負担額について適用し、同日前の期間を有効期間とする敬老特別乗車証に係るこの条例による改正前の横浜市敬老特別乗車証条例第5条第2項に規定する負担額については、なお従前の例による。

提 案 理 由

敬老特別乗車証の交付を受ける際に必要な負担金の額を改定するため、横浜市敬老特別乗車証条例の一部を改正したいので提案する

。

参 考

横浜市敬老特別乗車証条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表（第5条第2項）

交付申請者の区分	負担額
<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>— <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者</u></p> <p>(1) <u>老齢福祉年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金をいい、その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有している者であって、その属する世帯の世帯主及び<u>全て</u>の世帯員が、当該乗車証の有効期間の開始日<u>すべて</u>の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないもの</u> （前号に該当する者を除く。）</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる者に準じると市長が認める者</p> <p>(3) <u>前2号</u></p>	0円
<p>2 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) <u>その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、当該乗車証の有効期間の開始日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者（1の項に該当する者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる者に準じると市長が認める者</p>	3,200円
<p><u>$\frac{3}{2}$</u> 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年度分の地方税法の規定に</p>	

<p>よる市町村民税が課されていない者（1の項又は2の項に該当する者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者</p>	<p><u>4,000円</u> 3,200円</p>
<p>$\frac{4}{3}$ 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が$\frac{1,500,000円}{2,500,000円}$未満である者（1の項から3の項までのいずれか又は2の項れかに該当する者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者</p>	<p><u>7,000円</u> 6,500円</p>
<p><u>5</u> 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) <u>当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額が1,500,000円以上2,500,000円未満である者（1の項から4の項までのいずれかに該当する者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者に準じると市長が認める者</u></p>	<p><u>8,000円</u></p>
<p>$\frac{6}{4}$ 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額が2,500,000円以上$\frac{5,000,000円}{7,000,000円}$未満である者（1の項から$\frac{5の項}{3の項}$までのいずれかに該当する者を除く。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者に準じると市長が認める者</p>	<p><u>9,000円</u> 8,000円</p>
<p><u>7</u> 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) <u>当該乗車証の有効期間の開始日の属する年の前年の合計所得金額が5,000,000円以上7,000,000円未満である者（1の項から6の項までのいずれかに該当する者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者に準じると市長が認める者</u></p>	<p><u>10,000円</u></p>
<p>$\frac{8}{5}$ 1の項から$\frac{7の項}{4の項}$までのいずれにも該当しない者</p>	<p><u>20,500円</u> 19,500円</p>